

# 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の端数処理について

●現在、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、基準に基づき1円未満を切り捨てした金額を設定しているところですが、過度な価格競争などを防止するため、次のとおり見直しを行います。

なお、予定価格、失格判断基準価格の端数処理に変更はありません。

## 改正内容

工事請負及び委託業務における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格<税抜き>の端数処理については、下記のとおり令和5年5月1日入札から適用する。

- ①工事（業務）価格<税抜き>が1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格とする。
- ②工事（業務）価格<税抜き>が1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格とする。

－メモ－

札入れ時の端数処理は基本的にこれまでと変わりませんが、低入札価格調査基準価格などに近い札を入れる場合のみ、注意が必要です。

## 適用工事等と価格設定イメージ

### 低入札価格調査制度

- ・条件付一般競争入札（WTO工事）
- ・総合評価落札方式による競争入札

### 最低制限価格制度

- ・左記を除く 原則予定価格が250万円を超える競争入札  
（制限付一般競争入札、指名競争入札）

## 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格算出例

改正

現行どおり

予定価格

低入札価格調査基準価格

最低制限価格

失格

現行どおり

失格判断基準価格

	(端数処理前)	(現行)	(改正)
工事（業務） 価格 <税抜き> ①	低入札価格調査基準価格 及び最低制限 価格の算出額 ②	低入札価格調査基準価格 及び最低制限 価格 <税抜き> ※1円未満切り 捨て	低入札価格調査基準価格 及び最低制限価格 <税抜き>③ ※①が1,000万円以上 ②を10万円未満切り上げ ①が1,000万円未満 ②を1万円未満切り上げ
※予定価格の 入札書比較価格			
例1	10,070,000	8,744,500	8,800,000
例2	9,820,000	8,485,200	8,490,000

注1) 工事の場合、③は①の7.5/10から9.2/10の範囲内。

注2) 別途、消費税を加算。